

発明 (保護対象)

(定義)

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

(1)

(2)

(3)

(4)

(1) 自然法則 自然界において経路において見出された法則

利用 = 自然法則そのものは除外

(2) 技術 客観的に伝達可能 ←^x 技能

(3) 創作 ↔ 発見

(4) 高度